

～青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業のご案内～

青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要な青果物集出荷予冷施設等について、農業協同組合等が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金高騰分の一部を支援します。

1 支援対象

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

2 支援内容

農業協同組合等が所有する青果物集出荷予冷施設等において、令和7年4月から令和8年3月までを利用期間とする電気料金のうち、令和3年度から高騰により増加した電気料金の1／2以内を補助する。

【補助対象経費の算出方法】

補助対象経費 = (令和7年4月から令和8年3月までの電気料金実績) - (令和3年4月から令和4年3月までの電気料金実績)

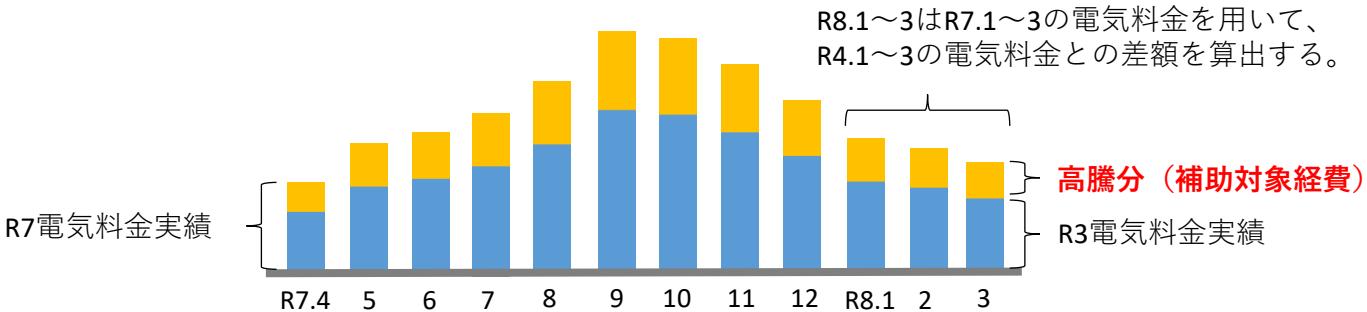
※令和8年1月から3月までの電気料金は、令和7年1月から3月までの電気料金で算出

※補助対象経費の算定には消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を用いる。

※青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金とそれ以外の電気料金を区別できない場合は、面積や消費電力等による按分を行い、青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金分のみを補助対象経費とする。

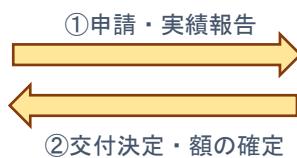
【補助率】補助対象経費の1／2以内（千円未満切り捨て）

○補助金のイメージ



＜事業の流れ＞

【事業実施主体】
農業協同組合等



県
園芸推進課

主なQ & A

Q1. 本事業の目的は？

A1. 農業協同組合等に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要な青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を支援するため、令和3年度から令和7年度にかけて高騰した電気料金の差額の一部（補助率：1／2以内）を補助するものです。

Q2. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A2. 県が事業実施主体（農協等）に直接交付する直接補助金です。申請方法とスケジュールは以下を想定しています。

○令和8年1月9日（金）～2月13日（金）

事業実施主体から県への交付申請（実績報告）

※電子メール又は郵送による申請とする。

提出書類：補助金交付申請書（別記様式第1号）

青果物集出荷予冷施設等利用状況報告書（別記様式第2号）

補助金額算定基礎資料（別紙1-1、別紙1-2）

電気使用実績証拠書類（領収書の写し等の電気料金（税抜金額）が確認できる書類）

施設ごとの出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）

施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）

青果物集出荷予冷施設等の設置状況がわかる写真

暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）

宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）

○令和8年2月中下旬頃から順次：履行調査、交付決定（額の確定）、補助金の支払い

Q3. 電気料金を青果物集出荷予冷施設とその他施設で分けられない場合は？

A3. 青果物集出荷予冷施設等に係る電気料金を施設面積や消費電力などにより按分して算出してください。

問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 園芸振興班

TEL : 022-211-2843 FAX : 022 - 211-2849 E-mail : engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp